

令和2年7月豪雨災害義援金

1. 被災状況	令和2年7月の豪雨により、各地で人的被害をはじめ住宅被害等大きな被害が発生し、6県に災害救助法が適用されている。
2. 募集期間	令和2年7月13日（月）から令和2年12月28日（月）まで （義援金のみを取り扱います。）

直接送金する場合 (1) 中央共同募金会に	金融機関	支店名	口座番号	口座名義
	ゆうちょ銀行	00140-4-325150		中央共同募金会令和2年7月豪雨災害義援金
	三井住友銀行	東京公務部	普通預金 0148483	(福) 中央共同募金会
	りそな銀行	東京公務部	普通預金 0126807	

(振込手数料の免除等につきましては、別添の中央共同募金会の募集要綱をご参照ください)

(2) 本会に送金	金融機関：①常陽銀行 本店 (普) No. <u>3861652</u> ②筑波銀行 県庁支店 (普) No. <u>1178759</u> 口座名義：社会福祉法人茨城県共同募金会 令和2年7月豪雨義援金 ※振込みの際「(福) イバラキケンキョウドウボキンカイ」と省略することができます。
-----------	---

上記(2)について、各行の本支店の窓口から、各行口座に対する振込手数料は無料となります。なお、ATMやネットバンキング等を利用した際の振込みは手数料がかかる場合があります。

3. 義援金の配分	義援金は中央共同募金会に集約した後按分され、各被災県の共同募金会に送金されます。その後、被災地それぞれの義援金配分委員会の基準に基づき、被災者の方々に届けられます。
-----------	--

—留意事項—

- ① **上記口座に送金いただいた義援金は特定の被災県を指定することはできません。**
- ② 本会の口座に送金した際は、**送金額を別添の報告書によりEメール又はFAXにてご連絡ください。**
- ③ 領収書については原則市町村共同募金委員会で発行願います（本会でも発行できますが税制上の優遇措置の効力はありません）。
- ④ 税制上の優遇措置を希望する方がいる場合は、別添の送金報告書により報告してください。後日中央共同募金会の領収書を送付します。
- ⑤ 別添の送金報告書を貴会における義援金の受付簿として使用することは差し支えありませんが、寄付者の方には、拠出者の確認に使用することについて了解を得てください。